

第 11 回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 11 月 25 日（月）13 時 30 分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館 3 階 会議室 2

3. 出席委員 14 人

会長 1 番 内海 武博

会長職務代理者 2 番 作田 博 3 番 折元 文則

4 番 日南田貴美 5 番 宮丸 和也 6 番 安井 弘之

7 番 鈴木 義昭 8 番 石井 裕士 9 番 島津 健治

10 番 上野 悟 11 番 桜井 陽子 12 番 得納 逸二

13 番 立石 浩一 14 番 兼国 幸秀

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 なし

5. 議事録署名委員の指名 9 番 島津 健治 10 番 上野 悟

6. 議事日程

第 1 付議事項

議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（9 件 20 筆）

議案第 47 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地
利用集積計画について（利用権設定）

議案第 48 号 世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について

第 2 報告事項

（1）農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

（2）農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について

（3）非農地証明申請について（6 件 6 筆）

（4）農業相談について

第 3 連絡事項

（1）今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 垣内賢司・係長 城西隆志・主査 鶴田知子

8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課産業振興係 年宗 誠

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容（議長 1 番 内海 武博）

（開会 13 時 29 分）

事務局 はい、定刻となりましたので、総会を開会いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 （会長挨拶：省略）

議長 それでは第 11 回総会を開会いたします。現在の在任委員は 14 人、本日の出席委員は 14 人です。世羅町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名者は、9 番島津健治委員さん、10 番上野悟委員さんをお願いをいた

します。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項(1)「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 報告事項(1)「農地法第18条第6項の規定による通知について」 8件
(付議事項)

議長 次に、付議事項に入りますが、推進委員は1名のみ入室していただき、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。質問やご意見がある委員は、マイクのスイッチを入れて、委員番号・名前を述べていただき、議長より指名を受けておこなってください。また、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただくこととしますので、よろしくお願いします。

(議案第46号)

議長 それでは、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について(9件20筆)」を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集1ページをご覧ください。議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受入)	現地調査委員	地積
■■■■■	■■■■■	(渡)生前贈与 (受)贈与を受け管理するため (■■■■■)の構成員・利用権継続)	藤高 勝見 黒木啓	2,248㎡
■■■■■	■■■■■	(渡)高齢で耕作困難となり、農業後継者もないため (受)経営規模を拡大するため	黒木清 原田 楨奥	8,942㎡
■■■■■	■■■■■	(渡)高齢で耕作困難となり、農業後継者もないため (受)利用権設定して耕作中だが、所有権を得て安定した経営を行うため (譲受人が耕作者のため利用権合意解約不要)	原田 黒木清 楨奥	2,034㎡
■■■■■	■■■■■	(渡)交換分合 農地を交換するため (受)交換分合 譲渡人から依頼されたため	松田 堀田 小池要	2,095㎡
■■■■■	■■■■■	(渡)交換分合 譲受人から依頼があったため (受)交換分合 農地の交換を行い隣接する自己所有農地と一体的に管理をするため	松田 堀田 小池要	1,759㎡

■■■■■	■■■■■	(渡) 譲受人から依頼があったため (受) 自宅の近隣であり、耕作に便利のため	村田 宮迫 柳島	195 m ²
■■■■■	■■■■■	(渡) 生前贈与 (受) 贈与を受け経営するため	竹村 田中 若山	4,497 m ²
■■■■■	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	(渡) 法人を解散するため (受) 経営規模を拡大するため	竹村 田中 若山	4,568 m ²
■■■■■	■■■■■	(渡) 遠方に居住しており、管理が困難なため (受) 利用権設定して耕作中だが、所有権を得て経営規模を拡大するため (譲受人：認定農業者) (譲受人が耕作者のため利用権合意解約不要)	若山 井上 面田	4,799 m ²

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目について藤高委員より報告をお願いします。

藤高委員 はい、それでは藤高の方から報告させていただきます。11 月 17 日午後 4 時から、現地調査、勝負委員、黒木委員そして私、3 名で現地を確認しました。申請地につきましては、一般の野菜、畑ですね、畑には野菜、田んぼには水稻を植え付けられて、刈取りがしてありました。その他気になる事はありません。確認した事を報告しました。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 2 件目について朗読説明。)

議長 はい、2 件目について黒木清毅委員さんより報告をお願いします。

黒木清毅委員 はい、11 月 18 日に原田委員、榎奥委員、私と 3 名で現地を見ました。それで 3 筆ある訳ですが、水稻を植えておられる訳ですが、きれいに管理されています。別にこれといった点はないんですが、この■■■■■さんは、一人で十何町ということで、心配するのは隣地の草等がですね、問題がちょこちょこ出ておりますので、これをどうするかということが大きな課題ではなからうかと思っております。ただ現時点は、非常にきれいにされております。

以上、報告いたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 3 件目について朗読説明。)

議長 はい、3 件目について原田委員さんより報告をお願いします。

原田委員 はい、それでは報告いたします。11 月 18 日に私と黒木・槇奥推進委員の 3 名で、農業委員会総会、議案第 46 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に係る案件の現地調査を致しましたのでご報告申し上げます。当事者の氏名は、譲受人、世羅町■■■■番地、■■■■、譲渡人、世羅町■■■■番地、■■■■となっております。この件について現地調査を行いました。が、両者は隣家同士であり、これまで当該農地に利用権を設定し、利用していた経緯もあり、また、両者の思惑も一致していることも勘案してみますと、この申請には何の問題もないとの、3 名の意見が一致しましたので、ご報告をいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 4 件目・5 件目について調査委員が同じのため、併せて朗読説明。)

議長 はい、4 件目・5 件目について松田委員さんより報告をお願いします。

松田委員 はい、11 月 14 日の 9 時半に、現地調査委員、堀田委員、松田と小池要治委員の 3 名で現地の確認をしました。申請地につきましては、交換の申請地、二つともですね、水稻が作付けされ、管理されておりました。その他、気になる点はございません。以上、確認したことを報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 6 件目について朗読説明。)

議長 はい、6 件目について村田委員さんより報告をお願いします。

村田委員 失礼します。11 月 19 日の朝 8 時ぐらいに現地調査委員 3 名で現地の確認をしております。申請地については、しっかりと管理がされておりまして、特に気になる点はございませんでした。以上、確認した事を報告いたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 7 件目・8 件目について調査委員が同じのため、併せて朗読説明。)

議長 はい、7 件目・8 件目について竹村委員さんより報告をお願いします。

竹村委員 竹村です。よろしくお願いいたします。11 月 14 日に田中委員さん、若山委員さんと一緒に 3 名で、2 件を同時に現地確認しました。2 件とも耕作中で、現状は、全く問題はありませんでした。以上、報告をおわります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 9 件目について朗読説明。)

議長 はい、9 件目について若山委員さんより報告をお願いします。

若山委員 はい、11 月 14 日 10 時から、調査委員面田さん、若山、井上さん 3 名で現地を確認いたしました。[REDACTED]については、面積が

284 m²ですが、これは丁度今、現状では中畦畔を付けられている感じです。圃場整備で1枚になっていたのを、田んぼへ高低差があるかどうか分かりませんが、この[]が中畦畔に変わっているんだと思います。その他については、今年水稻が作付けされており、別に問題ありませんでした。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第47号)

議長 続きまして、議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは、世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 失礼いたします。産業振興課の年宗です。それでは、別冊議案第47号「農用地利用集積計画(利用権設定)の作成について」ご説明いたします。(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について農用地利用集積計画(利用権設定)の集計を概略説明)。

世羅地区 1筆 9,875 m² 合 計 1筆 9,875 m²

議長 はい。産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第48号)

議長 続きまして、議案第48号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より依頼されており、農業委員会の意見を求められております。それでは世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 それでは、議案第48号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取

について」ご説明させていただきます。お手元の資料1ページの「世羅農業振興地域整備計画変更理由書」が概要となっております。この度、農用地区域から除外させていただくものにつきましては、7件12筆で、除外の理由の内訳は、太陽光発電パネル設置3件、非農地3件、駐車場・農機具庫1件でございます。また、中山間地域等直接支払事業実施区域とするための編入が1件1筆でございます。3ページをお開きください。申請箇所別にご説明させていただきます。位置番号順に、公図、一部現地写真を14ページ以降に付けておりますので、併せてご確認ください。また、最後のページのA3の地図には、おおよその位置が分かるよう、印を付けております。

(農用地区域から除外するものの内訳)

当該農地	面積	理由
大字宇津戸字木ノ下 3340-1	1,083 ㎡	太陽光パネル発電設備
大字青水字引サヤ 10010-5、10010-7、10010-9、 10010-11	11,900 ㎡	太陽光パネル発電設備
大字青水字引サヤ 10010-13、10010-14、10010-16	11,302 ㎡	太陽光パネル発電設備
大字賀茂字寺山 553-3	126 ㎡	非農地証明
大字賀茂字寺山 553-4	18 ㎡	非農地証明
大字京丸字大平中山 10777-122	9,749 ㎡	駐車場及び農機具庫の設置
大字下津田字論田 2017	261 ㎡	非農地証明

(農用地区域へ編入するものの内訳)

当該農地	面積	理由
大字安田字水越 1408-1	379 ㎡	中山間地域等直接支払事業実施区域となるため

議長 はい。産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。
ございませんか。

議長 はい。原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に回答するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで報告事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。作田副会長よろしくお願いします。

(議長交代 2番 作田 博)

(14時04分)

(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第3条の3の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(2)「農地法第3条の3の規定による届出書について」12件

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(3)「非農地証明申請について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(3)「非農地証明申請について」6件6筆

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(4)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(4)「農業相談について」2件

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長 はい、それでは、連絡事項(1)「今後の日程」について事務局から連絡をお願いします。

事務局 連絡事項(1)「今後の日程」連絡

議長 はい。それでは事務局から何かありますか。

議長 はい。その他委員の方から何かありますか。

議長 はい。ありがとうございました。これを持ちまして第11回世羅町農業委員会総会を終了いたします。

(閉会 14時56分)